

## 7月から福祉医療費受給者証を更新

福祉医療制度では、年齢、障がいなどの要件や所得要件を満たす方に医療費の一部を助成しています。申請には保険証、印鑑が必要です。制度などによってその他必要なものがありますので、事前に問い合わせてください。

更新の方は、6月下旬に福祉医療費受給者証を送付しています。医療機関や薬局には、7月から新しい受給者証を提示してください。また、期限切れの受給者証は破棄してください。

### 助成範囲

- ・医療費の自己負担額(3割など)から一部負担金を除いた額
- ・0歳児から中学3年生は全額(保険適用外支払いや日本スポーツ振興センター学校災害給付を受ける時は対象外)

### 問 申請(市)医療保険課 福祉医療係

<表>福祉医療の受給対象者

	対象者(市内に住所があり、国保、社保などの健康保険加入者)	所得制限
高齢期移行者医療	65歳~69歳で世帯全員が市民税非課税の方	あり。詳しくは、問い合わせください。
乳幼児等医療	0歳児~中学3年生	なし
母子家庭等医療	母子・父子家庭の母父、その児童ならびに遺児(18歳の3月末まで。高等学校など在学习中の場合は20歳到達月まで)	あり。詳しくは、問い合わせください。
重度障害者医療	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者	本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割税額の合計が23万5千円未満
高齢重度障害者医療	後期高齢者医療制度に加入し、重度障害者医療と同要件の方	

## 7月から訪問看護療養費が福祉医療制度の対象に

訪問看護ステーションによる訪問看護が実施された場合、健康保険適用の訪問看護療養費が7月1日から福祉医療制度の助成対象となります。受診時に健康保険証と一緒に福祉医療費受給者証を提示してください

ただし、福祉医療受給者で精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療制度(精神通院医療)受給者証をお持ちの方の精神疾患に係る訪問看護については、対象外です。

### 問(市)医療保険課 福祉医療係

## 新しい後期高齢者医療被保険者証などを送付

7月中旬に新しい後期高齢者医療被保険者証を送付します。対象となる方には、限度額適用・標準負担額減額認定証(①)、限度額適用認定証(②)と一緒に送付します。

①は世帯員全員が住民税非課税の方、②は同世帯の後期高齢者医療被保険者の住民税課税所得が145万円以上690万円未満の方です。認定には申請が必要です。該当する方で認定されていない場合は、市役所3階医療保険課に申請してください。

### 申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証

### 保険料額決定通知書を送付

令和3年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に発送します。保険料の計算方法などは、通知書をご覧ください。

### 被扶養者であった方の軽減

加入前日に、会社の健康保険など被用者保険の被扶養者だった方は、所得割額はかかりません。また、加入後2年間は、均等割額が5割軽減されます。該当する方は医療保険課に問い合わせください。

### 問 申請

- ・(市)医療保険課 福祉医療係
  - ・(県)後期高齢者医療広域連合事務局 コールセンター
- ☎078・326・2021

## 介護保険 介護保険施設利用時の負担限度額認定証の申請

施設に入所(院)または短期入所(ショートステイ)する方で、所得や預貯金残高などが基準以下の方は、施設利用時の食費・居住費の軽減制度があります。

認定を希望する場合は、施設を利用する前に問い合わせください。

### 対象施設

- ・介護老人福祉施設
- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設



- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院
- ・要件(次の全てを満たす方)
  - ・本人や配偶者を含む世帯全員について令和3年度の住民税が非課税
  - ・保有する預貯金などが本人の年間収入額に応じて設定された基準額以下(国の制度改正により、保有する預貯金額などの基準が変更になりました)

### 問 申請(市)介護保険課 保険給付係

## 介護保険 介護保険料決定通知書を7月中旬に発送

65歳以上の方に、本年度の介護保険料の決定通知書を送付します。年金からの天引き以外の方で納付書が同封されている方は、納期限までに、金融機関などで納めてください。普通徴収(納付書払)の方の第一期納期限は8月2日(月)です。納付には便利な口座振替を利用してください。

また、今年度から介護保険料の引き下げを行いました。年金から天引きされている方は、昨年の介護保険料を基準として、既に6月分までの保険料を納付済みであるため、再計算の上、8月以降の年金支給時に調整します。

### 問(市)介護保険課 保険給付係

## 案内 ソファを売却します

市役所3階の待合ロビーとプロムナードを整備しました。それに伴い、使用していたソファを売却します。購入方法など、詳しくは市ホームページで確認または、問い合わせください。

### 申込期限

7月14日(水)

<表>売却物件

	ソファ (15人掛け)	ソファ (12人掛け)
数量	1台	1台
最低売却価格 (税抜)	1,000円	1,000円
購入年	平成5年	平成5年
定員	15人	12人
幅(最大)	880cm	720cm



▲ホームページはこちら



### 問 申込(市)財政課

**広告** 三木・加古川・明石 出張古本買取

# 本買います!

あなたに必要ななくなった本が、誰かにとっての必要な本かも

研究・収集・コレクションしていた大切な本・古い雑誌、ポスター、CD、DVD、レコード、最新アニメやコミック、ゲーム、おもちゃなど年代にかかわらず、お電話一本で **高値買取** **出張買取** いたします。

少량から大量まで **お気軽にご相談ください!**

こんな方!ぜひご相談ください!

- 片付けるのがめんどくさい...
- 売りに行くのがめんどくさい...
- 量が多い、重たすぎる など

生前整理 遺品整理 大掃除 引っ越し

本・CD・DVD・ゲーム出張買取

**ハローブック** 兵庫県加古川市 神野町福留459

電話受付 9:00~20:00

0120-54-8629

ネットなら 24時間受付! <https://hello-book.jp/>

運営: DROP9 遺品整理士 認定: 第 IS11546号  
古物商許可証番号: 兵庫県公安委員会 第631551600031号